

○二松学舎大学における学生の通称名使用の
取扱いに関する内規

(2022年10月18日制定)

(趣 旨)

第1条 本学における学生の通称名使用の取扱いについては、この内規の定めるところによる。

(通称名を使用できる場合)

第2条 通称名を使用できる場合は、本学に在籍する学生で、次のいずれかを理由とするものとする。

(1) 婚姻等により戸籍上の姓を変更した学生が旧姓を使用する場合

(2) 外国籍である学生が住民票に記載されている通称名を使用する場合

(3) 性別違和、その他学長が必要と認める場合

(通称名を使用できる文書等)

第3条 通称名使用ができる文書等は、本学が作成する文書及び資料並びに学生が本学に提出する文書及び資料とし、次条に定める以外のものとする。

(通称名を使用できない文書等)

第4条 通称名使用ができない文書等は、次のとおりとする。

(1) 教育職員免許状申請書類

(2) 法令等の定めにより、戸籍上の氏名を使用することとされているもの

(3) その他、通称名使用を行うことが困難であると学長が判断するもの

(通称名使用の申請等)

第5条 通称名使用を希望する学生は、戸籍上の氏名と通称名との同一人の確認ができる書類を添えて、所定の申請書(別紙様式1)を学生支援課に提出しなければならない。

2 学長は、前項の申請が第2条各号のいずれかに該当すると判断した場合は、通称名使用を承認し、当該学生に通知する。

3 前項により通称名使用を承認された学生は、通称名のみを使用するものとし、前条に定める場合を除き、戸籍上の氏名と混用しないものとする。

(記 録)

第6条 通称名使用申請の承認があった場合は、その内容を学籍簿等に記録する。

(卒業、修了又は退学後の取扱い)

第7条 卒業、修了又は退学時に通称名使用をしていた学生に係る文書等(第4条に定めるものを除く。)の申請及び交付については、当該学生が卒業、修了又は退学した後においても、通称名で行うものとする。

(通称名使用に伴う証明書等)

第8条 通称名使用の学生(卒業、修了又は退学した者を含む。)から、本学の文書等において通称名を認められている、又は認められていたことの証明の依頼があった場合は、本学では通称名を認めている旨の文書(別紙様式2)を交付する。

(その他)

第9条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

(事務担当)

第10条 学生の通称名使用に関する事務は、学生支援課が担当する。

(内規の改廃)

第11条 この内規の改廃は、大学審議会及び大学運営会議の議を経て、学長の承認を得たのちに常任理事会が行う。

附 則

この内規は、2022年10月18日から施行する。